

空家住宅の除却補助制度についてのお知らせ

空家住宅の除却を考えている方を対象とした支援制度を今年度も実施します。

除却の際に義務付けられている石綿(アスベスト)含有建材事前調査費も補助対象に追加しました。

空家住宅除却費補助金

■制度概要■

適正な管理がされていない空家は、強風、大雪などによる破損部材の飛散や部分的な倒壊のおそれがあり、地域住民に多大な不安を与えています。

このようなことから、余市町では生活環境の保全を図るために、住宅性能が低下している空家住宅を除却する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象となる費用は、空家住宅除却工事費と、当該空家住宅の除却前に実施する石綿(アスベスト)含有建材調査費です。

■補助対象となる空家住宅■

本制度の対象となる空家住宅は以下の要件をすべて満たすものです。

- 専用住宅または併用住宅であること。
- おおむね1年以上居住者がいない空家状態の住宅であること。
- 所有権以外の権利が設定されていない、または設定されているすべての権利権者の同意を得られている住宅であること。
- 町による事前調査で、【不良住宅】と判定された住宅であること。
- 故意に破損させた住宅でないこと。
- この制度以外に、建築物の除却に関する補助を受けていない住宅であること。

■補助対象となる方■

本制度の対象となる方は以下の要件をすべて満たす方です。

- 補助の対象となる住宅の所有者（登記簿又は家屋課税台帳のいずれかに記載のある方。補助の対象となる住宅の所有者が複数である場合はすべての所有者）。所有者が死亡している場合は相続人。
- 町税を滞納していない方。
- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない方。

■補助対象となる工事■

本制度の対象となる工事は以下の要件をすべて満たす工事です。

- 町内に本支店を有する業者、および町内に住所を有する個人事業者で、次のいずれかに該当する者が施工する工事であること。
 - 建設リサイクル法に基づく北海道知事の解体工事業者登録をしている者
 - 建設業法に基づく土木工事業、建築工事業、または解体工事業の許可を受けている者
- 空家住宅およびそれに附属する門扉等の工作物等のすべてを除却（解体・運搬・処分）し、更地とする工事であること。
- 区分所有建築物の場合は、同一敷地内で申請者が所有する部分のすべてを除却する工事であること。